

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成31年1月31日(2019.1.31)

【公開番号】特開2017-130713(P2017-130713A)

【公開日】平成29年7月27日(2017.7.27)

【年通号数】公開・登録公報2017-028

【出願番号】特願2016-7078(P2016-7078)

【国際特許分類】

H 04 N	5/74	(2006.01)
G 09 G	3/20	(2006.01)
G 03 B	21/14	(2006.01)
G 03 B	21/00	(2006.01)
G 09 G	3/34	(2006.01)

【F I】

H 04 N	5/74	Z
G 09 G	3/20	6 7 0 D
G 03 B	21/14	Z
G 03 B	21/00	D
G 09 G	3/34	D
G 09 G	3/20	6 3 1 V
G 09 G	3/34	J
G 09 G	3/20	6 2 1 F

【手続補正書】

【提出日】平成30年12月6日(2018.12.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0046

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0046】

続いて、全体制御プロセッサー10は、不揮発性記憶部40に記憶されたパラメーター43を読み出して、映像出力系プロセッサー20に転送する(ステップS103)。すなわち、全体制御プロセッサー10は、パラメーター43をメモリー12にコピーし、このパラメーター43をメモリー12から映像出力系プロセッサー20に出力する。映像出力系プロセッサー20は、全体制御プロセッサー10が送信するパラメーター43を取得して、メモリー22に記憶する(ステップS204)。

また、全体制御プロセッサー10は、ステップS103において、不揮発性記憶部40から取得したパラメーター43に加えて、初期画像として表示されるロゴの画像データを映像出力系プロセッサー20に送信する。映像出力系プロセッサー20は、ステップS204でパラメーターとともにロゴの画像データを取得する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0047

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0047】

映像出力系プロセッサー20は、取得したパラメーターに従って光源駆動部51、光変調装置駆動部52及び投射光学系駆動部53を制御し、映像を表示出力するための各種設

定を実行する（ステップ S 2 0 5）。ステップ S 2 0 5 で実行される設定は、例えば、初期画像表示がオンである場合に、初期画像データ（ロゴ画像データ）をフレームメモリー 2 3 に書き込む処理を含む。また、映像出力系プロセッサー 2 0 は、初期画像データに基づく画像をフレームメモリー 2 3 に展開、描画する。そして、フレームメモリー 2 3 に展開した画像に対し、設置状態情報、台形歪み補正情報、画素ずれ補正值情報、色むら補正值情報等に基づいて、変換や補正を行う。また、映像出力系プロセッサー 2 0 は、取得したパラメーターに従って、フレームメモリー 2 3 に展開した画像の台形歪み補正の補正パラメーターの設定、光源駆動部 5 1 の動作に係る設定、フレームメモリー 2 3 に展開した画像情報の補正を行ってもよい。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 6 8】

プロジェクター 1 A は表示部 3 0 A を備える。表示部 3 0 A は、表示部 3 0（図 1）において投射光学系 3 3 を投射光学系 3 3 A に置き換えた構成である。投射光学系 3 3 A は、スクリーン S C に向けて投射する画像光を遮光するシャッター 3 4 を有する。シャッター 3 4 の位置は任意であり、プロジェクター 1 の筐体において投射光学系 3 3 A のレンズ群よりもスクリーン S C 側に設けてもよい。或いは、投射光学系 3 3 A のレンズ群と光変調装置 3 2との間に設けてもよい。シャッター 3 4 は、投射光学系駆動部 5 3 が備えるモーター（図示略）により開閉可能である。投射光学系駆動部 5 3 は、全体制御プロセッサー 1 0 により制御される。この場合、投射光学系駆動部 5 3 は、シャッター駆動部に相当する。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 8 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 8 1】

また、図 1、図 4 に示すプロジェクター 1、1 A の各機能部は、ハードウェアとソフトウェアとの協働により実現される機能的構成を示すものであって、具体的な実装形態は特に制限されない。従って、必ずしも各機能部に個別に対応するハードウェアが実装される必要はなく、一つのプロセッサーがプログラムを実行することで複数の機能部の機能を実現する構成とすることも勿論可能である。また、上記実施形態においてソフトウェアで実現されている機能の一部をハードウェアで実現してもよく、あるいは、ハードウェアで実現されている機能の一部をソフトウェアで実現してもよい。その他、プロジェクター 1、1 A の他の各部の具体的な細部構成についても、本発明の趣旨を逸脱しない範囲で任意に変更可能である。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 8 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 8 2】

1、1 A … プロジェクター（表示装置）、1 0 … 全体制御プロセッサー（第 1 プロセッサー）、1 1、2 1 … ROM、1 2、2 2 … メモリー、1 3、2 3 … フレームメモリー、2 0 … 映像出力系プロセッサー（第 2 プロセッサー）、3 0、3 0 A … 表示部、3 1 … 光源部（光源）、3 2 … 光変調装置（変調装置）、3 3、3 3 A … 投射光学系、3 4 … シャッター、4 0 … 不揮発性記憶部（記憶部）、4 1 … OS₄ 2 … プログラム、4 3 … パラメ

ーター（制御データ）、5 1 … 光源駆動部、5 2 … 光変調装置駆動部、5 3 … 投射光学系駆動部（シャッター駆動部）、6 1 … リモコン受光部、6 2 … 操作パネル、6 3 … 操作受付部、6 5 … 外部機器 I / F、S C … スクリーン。